

## LNG（プラッツ JKM）先物取引制度要綱

2021年7月28日現在  
修正 2021年9月24日  
 株式会社東京商品取引所

項 目	内 容	備 考
I. 趣旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後アジアにおいて予想されるLNG（液化天然ガス）の短期・スポット市場の拡大に伴う、LNGスポット価格とのヘッジニーズや発電マージンの固定化ニーズの高まりを踏まえ、北東アジア向けLNGスポットカーゴの指標価格であるプラッツJKMを対象とした現金決済型の円建てLNG先物取引（以下「LNG（プラッツJKM）先物取引」といいます。）を上場することとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>プラッツJKM（Japan Korea Marker）は、S&amp;P Global Platts（以下「プラッツ」といいます。）がアセスメントする日本・韓国を仕向地とする仕向港着船渡し（Delivery Ex-Ship）のLNGのスポット価格指標です。</li> </ul>
II. 取引の仕組みについて		
1. 取引の種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>取引の種類は、現金決済先物取引とします。</li> </ul>	
2. 取引対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>取引対象は、日本及び韓国を仕向け地とする仕向港着船渡条件で<u>スポット取引されるLNG</u>とします。</li> </ul>	
3. 先物取引の期限等	<ul style="list-style-type: none"> <li>取引の期限は、新甫（新たに生まれる限月をいいます。以下同じ。）発会日の属する月の翌々月から起算した15か月以内の各月による15限月制とします。</li> <li>新甫発会日は、当月限取引最終日の翌営業日とし、日中立会から新甫限月の取引を開始します。</li> <li>当月限取引最終日は、当月限が属する月の前月15日（休業日にあたるときは、順次繰り上げる）とし、当月限の取引は日中立会をもって終了します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>取引期間は15か月です。</li> </ul>
4. 取引単位及び呼値等		
(1) 取引単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>取引単位は、1,000百万英国熱量単位（以下「mmBtu」といいます。）とします。</li> </ul>	
(2) 呼値	<ul style="list-style-type: none"> <li>呼値は、1mmBtuとします。</li> </ul>	

項目	内容	備考
(3) 呼値の単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>呼値の単位は、10銭とします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1ティックの金額は100円となります。</li> </ul>
(4) サーキットブレーカー幅等	<ul style="list-style-type: none"> <li>サーキットブレーカー幅は基準値段の40%とします。</li> <li>基準値段は、前計算区域の帳入値段（新甫限月にあつては、当社がその都度定める取引開始日における基準値段）とします。</li> <li>基準値段からサーキットブレーカー幅を加減して得た値段を上下限とし、当該値幅の範囲内において売買注文を受け付けるものとします。</li> <li>基準値段からサーキットブレーカー幅を加減して得た値幅の上限（又は下限）の値段に買注文（又は売注文）が提示され、立会の一時中断を行った場合、適用する第一次拡大時サーキットブレーカー幅及び第二次拡大時サーキットブレーカー幅は、それぞれ基準値段の50%及び60%とします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基準値段にサーキットブレーカー幅を減じて得た数値について、当該値段における呼値の単位に満たない端数があるときは、これを切り上げ、基準値段にサーキットブレーカー幅を加えて得た数値について、当該値段における呼値の単位に満たない端数があるときは、これを切り下げるものとします。</li> </ul>
5. 立会方法		
(1) 立会の区分及び取引時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>立会は、日中立会及び夜間立会に分ち、各立会の取引時間は次のとおりとします。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 日中立会 <ul style="list-style-type: none"> <li>寄付板合わせ：午前8時45分</li> <li>ザラバ取引：午前8時45分から午後3時10分</li> <li>引板合わせ：午後3時15分</li> </ul> </li> <li>② 夜間立会 <ul style="list-style-type: none"> <li>寄付板合わせ：午後4時30分</li> <li>ザラバ取引：午後4時30分から翌日の午前5時55分</li> <li>引板合わせ：翌日の午前6時00分</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>プラッツドバイ原油先物取引等と同様です。</li> </ul>
(2) 立会方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>立会方法は、売買システムによるものとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>売買システムは、J-GATE3.0を利用します。</li> </ul>
(3) 売買注文の種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>売買注文の種類は、指値注文、成行注文、スタンダード・コンビネーション（以下「SCO」といいます。）注文とし、当社が定める約定条件、執行条件及び有効期限等を付して行うものとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>SCO注文は、カレンダーस्पレッド取引のみとします。</li> </ul>

項目	内容	備考
<p>6. 立会の一時中断等</p> <p>(1) 立会の停止</p> <p>(2) 立会の一時中断</p> <p>(3) 即時約定可能値幅等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 当社は、必要があると認めるときは、臨時に立会の開閉時刻を変更し、臨時に立会及び立会外取引の全部若しくは一部を停止することができるものとします。</li> <li>• 当社は、ザラバ取引の中心限月（流動性が最も集中している限月として当社が指定する限月をいう。）において、基準値段からサーキットブレーカー幅を加減して得た値幅の上限（又は下限）の値段に買注文（又は売注文）が提示された場合、10分間以上、全限月に係る立会の一時中断を行います。</li> <li>• 立会の一時中断を行った場合には、全限月取引について基準値段からサーキットブレーカー幅を加減して得た値段の上限（又は下限）を拡大します。</li> <li>• 即時約定可能値幅（以下「DCB」といいます。）は、各限月に係る立会において、以下のとおり適用します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a. DCBの基準となる値段から当社が定める即時約定可能値幅を加減して得た値段をそれぞれ上限又は下限とする値幅を超えて取引が成立する売買注文が発注された場合、当該値幅内における全ての注文の取引を成立させた後、立会を一時中断します。</li> <li>b. 前a.による立会の一時中断から一定時間経過後の対当値段が、基準となる値段から即時約定可能値幅の範囲外である場合には、立会を再開せず、対当値段に最も近接する当該即時約定可能値幅の値段に基準となる値段を更新し、再び一定時間、立会を一時中断します。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• プラッツドバイ原油先物取引等と同様です。</li> <li>• LNG（プラッツJKM）先物取引の中心限月は第2限月とします。</li> <li>• 注文が即時約定する場合も含みます。</li> <li>• 立会の一時中断が行われる場合、全限月取引に係る立会外取引、EFP取引及びEFS取引も一時中断します。</li> <li>• DCBの基準となる値段は、各限月の取引において、同一計算区域における直近の約定値段（直近の約定値段がない場合は基準値段）を採用します。</li> <li>• 即時約定可能値幅は、寄付板合わせは30円、ザラバ取引は10円、引板合わせは20円とします。</li> <li>• 立会の一時中断時間は、原則として30秒間とします。</li> </ul>
7. 取引規制等	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 当社は、取引の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合には、取引又はその受託に関し、当社が規則に定める規制措置のうち、必要な措置を行うことができることとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• プラッツドバイ原油先物取引等と同様です。</li> </ul>
8. 立会外取引等	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 取引参加者は、当社が定めるところにより、LNG（プラッツJKM）先物取引について立会外取引、EFP取引及びEFS取引（以下「立会外取引等」といいます。）を行うことができるものとします。</li> <li>• 立会外取引等の呼値の単位は、1銭とします。</li> <li>• 立会外取引等の申出価格の値幅は、立会における直前の約定値段から、立会における基準値段に100分の90を乗じて算出した数値を加減した値幅とします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 立会における約定値段がない場合は、立会における基準値段とします。</li> </ul>
9. ギブアップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 当社は、LNG（プラッツJKM）先物取引についてギブアップを可能とします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• プラッツドバイ原油先物取引等と同様です。</li> </ul>

項目	内容	備考
10. 大口建玉の報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>LNG（プラッツJKM）先物取引については大口建玉の報告の対象とします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>具体的な内容については、今後公表します。</li> </ul>
11. 取引参加者制度 <u>・当業者に係る取引参加者の区分</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当社は、エネルギー部取引参加者にLNG取引参加者を追加します。</li> <li>エネルギー部取引参加者のうち、<u>当業者がLNG（プラッツJKM）先物取引の取引を行うためには、エネルギー部取引参加者の区分として新設するLNG取引参加者になることが必要となります。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>取引資格の追加取得にあたっては当社が定める手続きが必要になります。</li> </ul>
III. 清算・決済の仕組みについて		
1. 清算機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>LNG（プラッツJKM）先物取引の清算は、株式会社日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」といいます。）が行います。</li> </ul>	
2. 清算資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>LNG（プラッツJKM）先物取引の清算に係る清算資格については、クリアリング機構が定めるものとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>クリアリング機構においては、既存のエネルギー先物等清算資格を充てる予定です。</li> </ul>
3. 清算・決済		
(1) 取引の決済	<ul style="list-style-type: none"> <li>取引の決済はクリアリング機構の定めるところにより、清算参加者とクリアリング機構との間で行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>プラッツドバイ原油先物取引等と同様です。</li> </ul>
(2) 帳入値段	<ul style="list-style-type: none"> <li>クリアリング機構が定める値段とします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>プラッツドバイ原油先物取引等と同様です。</li> </ul>
(3) 値洗い	<ul style="list-style-type: none"> <li>次に掲げる差額の授受を、清算参加者はクリアリング機構との間で行い、非清算参加者は当該非清算参加者が商品清算取引の委託をした清算参加者との間で行います。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 当該計算区域の新規取引分については、各約定値段と当該計算区域の帳入値段との差額</li> <li>b. 前a.を除く未決済約定分については、前計算区域の帳入値段と当該計算区域の帳入値段との差額</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>プラッツドバイ原油先物取引等と同様です。</li> </ul>

項目	内容	備考
(4) 証拠金	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託者の委託等に基づくものと自己の計算によるものを区別して、クリアリング機構が定める取引証拠金所要額以上の額の取引証拠金を、清算参加者はクリアリング機構に差入れ又は預託し、非清算参加者は商品清算取引の委託をした清算参加者に差入れ又は預託するものとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>プラッツドバイ原油先物取引等と同様です。</li> </ul>
(5) 最終決済日	<ul style="list-style-type: none"> <li>最終決済日は当月限の取引最終日の翌営業日とします。</li> </ul>	
(6) 最終決済価格	<ul style="list-style-type: none"> <li>最終決済価格は、プラッツが日々発表するプラッツJKM価格の月間平均（当月限の前々月の16日から前月15日までの期間にプラッツが「Platts LNG Daily」にて発表する対象限月のプラッツJKMのアセスメント価格の平均値）の円換算値とします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>具体的な計算方法については、今後公表します。</li> </ul>
IV. その他		
1. 取引手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後決定します。</li> </ul>	
2. マーケットメイカー制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>流動性を補完するため、マーケットメイカー制度の対象とします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>具体的な制度内容については、今後公表します。</li> </ul>
3. 情報開示		
(1) 相場情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>LNG（プラッツJKM）先物取引に係る四本値、取引高及び取組高などの相場情報を、他の先物取引と区分して公表します。</li> </ul>	
(2) 投資部門別取引内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の先物取引と区分して、投資部門別に売・買別の取引高及び取引代金を開示するものとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>具体的な開示の頻度・方法は、他の先物取引と同様です。</li> </ul>
V. 取引開始日	<ul style="list-style-type: none"> <li>2022年度第1四半期を予定しています。</li> </ul>	

以上

## ディスクレーマー

ブラッツ JKM または Platts JKM (以下「PLATTS アセスメント」という) は、S&P Global Platts (S&P Global, Inc. の一部門。以下「PLATTS」という) の商品であり、株式会社東京商品取引所 (以下「本取引所」という) が本取引制度要綱に基づき LNG (ブラッツ JKM) 先物を上場するにあたっては、PLATTS アセスメントの使用許諾が必要になります。「Platts」および「JKM」(以下「PLATTS マーク」という) は、PLATTS、その関連会社および/またはその実施許諾者の商標であり、本取引所は、その使用許諾の取得を予定しています。PLATTS、またはその関連会社もしくは実施許諾者は、LNG(ブラッツ JKM)先物取引 (以下「取引所契約」という) を支援、推奨、販売または販売促進するものではありません。PLATTS、その関連会社および実施許諾者は、取引所契約について、または、有価証券もしくはコモディティ一般に対する投資の妥当性について、または、PLATTS アセスメントが市場全般のパフォーマンスまたはコモディティ価格の変動を追跡する能力について、明示もしくは黙示の表明または保証を行わず、PLATTS アセスメントまたは取引所契約の誤りもしくは漏れまたはその中断について一切の責任を負うものではありません。PLATTS、その関連会社および実施許諾者が PLATTS アセスメントに関して本取引所との間で有する唯一の関係は、PLATTS アセスメント、ならびに、PLATTS および/またはその関連会社もしくは実施許諾者の一定の商標、サービスマークおよび/または商号のライセンスの付与です。PLATTS アセスメントは、本取引所または取引所契約に関係なく、PLATTS が決定、作成および計算します。PLATTS、その関連会社および実施許諾者は、PLATTS アセスメントの決定、作成または計算にあたって本取引所または取引所契約の顧客または利用者の必要性を考慮する義務を負うものではありません。PLATTS、その関連会社および実施許諾者は、取引所契約の作成、開発、準備、マーケティング、販売および/または取引に関する義務または債務を負うものではありません。

PLATTS、その関連会社および実施許諾者は、PLATTS アセスメントまたはその中に含まれるデータ、または、これに関する連絡 (口頭または書面の連絡 (電子的手段による連絡を含む) を含むがこれらに限られない) の適切性、正確性、適時性または完全性について保証しません。PLATTS、その関連会社および実施許諾者は、その誤り、漏れまたは遅延による損害または債務を被らないものとします。PLATTS、その関連会社および実施許諾者は、本取引所、取引所契約の顧客もしくは利用者またはその他の個人もしくは団体が、PLATTS アセスメントまたは取引所契約の利用により、または、PLATTS マーク、PLATTS アセスメントまたはその中に含まれるデータに関して得られる結果に関して、明示または黙示の保証を行わず、商品性または特定目的もしくは用途への適合性に関する一切の保証を明示的に否定します。前記事項を制限することなく、PLATTS、その関連会社および/または第三者実施許諾者は、いかなる場合も、間接損害、特別損害、付随的損害、懲罰的損害または派生的損害 (逸失利益、取引上の損失、時間またはのれんの喪失を含むがこれらに限られない) につき、損害発生の可能性について知らされていたか否かにかかわらず、契約、不法行為、厳格責任に基づくまたはその他の責任を負わないものとします。